

埼玉労福協2018年度事業報告

【2018年4月1日～2019年3月31日】

〈 事業の概況 〉

2018年度は、埼玉労福協にとって「大きな転換点」となりました。これまでの連合埼玉と労働者福祉事業団体という構成に埼玉県生協連や医療生協さいたま、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）が加わり、「非営利・協同セクター」の共同組織となったことです。

埼玉労福協は、埼玉県における労働者福祉の向上、地域連携（共生の地域社会づくり）として、「福祉フォーラム2018」を開催し、更に県内6カ所で「福祉セミナー」を開催しました。

また、地域に対する「公益目的事業」として開催してきた無料法律相談会（県内3カ所）も年間で70件の相談を行いました。

政策制度要請の関係では、12地域労福協が「60市町村」に要請を行い、58市町村から回答を受け取りました。地域における労福協運動が着実に前進していると言えます。

更に、「災害ボランティア」の分野では、埼玉県「彩の国防災ボランティア団体・彩の国会議」に参加し、幹事団体として中心的な役割を果たしました。

以下、2018年度事業計画にそって個別に報告します。

（1）「共生の地域社会づくり」の推進

- ①ホームページを活用した「暮らしの相談ネット」への相談体制を充実させ、併せてライフサポートステーションネット21事務所（川越・熊谷・大宮）で無料法律相談会を開催しました。
- ②平成27年度から始まった生活困窮者自立支援事業に協力し、NPO法人フードバンク埼玉の構成団体として、埼玉県社会福祉協議会や市町村社協に対するフードバンク事業に取組みました。
- ③共生の地域社会づくり事業として「緑のトラスト」募金に取組みました。
- ④「3.11 東日本大震災」による県外避難者の支援活動を継続しました。

（2）埼玉県内の未組織を含む勤労者ための事業

埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会の各種会議に参加し、共同事業「縁結びフェスタ」にも取り組みました。さらに、中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員拡大、利用拡大のために「中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議」を開催しました。

県内では、川口戸田蕨、県央、川越西入間、深谷地域労福協から「勤労者福祉サービスセンター」の理事や評議員を派遣して、連携した取り組みを継続しています。

また地域労福協や「ライフサポートステーション（久喜・川越・熊谷・大宮）」を拠点として、未組織を含めた勤労者とその家族のための生活支援に取組みました。

（3）社会保障及び労働福祉についての調査、研究、啓発事業

2018年度福祉フォーラムでは「サラリーマンは2度破産する」をテーマに生活の安心・安全を収入と支出の面から学習しました。また、埼玉県や弁護士会からの要請を受けて、「居住支援セミナー」や消費者フォーラムに参加しました。

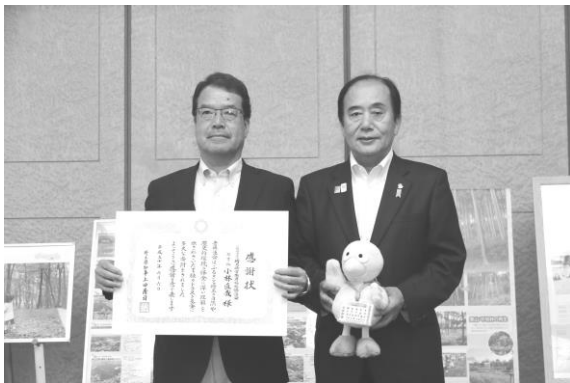
(4) 勤労者福祉のために埼玉県・63市町村に対する政策制度の要請を行いました。
勤労者の生活を向上させる観点から、埼玉県と県内63市町村への政策制度要請を行いました。また、この政策制度要請にかかわる調査研究を行い、「要請内容」の検証のための政策制度会議を開催しました。

(5) 労働者の教育に関する事業

教育費負担の軽減を図るために、奨学金の利用実態や問題点を整理し、奨学金制度の改善につなげるため、「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」を実施し、174件（全国16,588件）の有効回収を行いました。

(6) 共生の地域社会づくりを推進するため「ライフサポートステーションネット21地域事務所」の運営事業に取組みました。

年に4回、関係団体と共に運営委員会を開催し、地域連携の強化に努めました。



さいたま緑のトラスト基金 感謝状贈呈式



福祉フォーラム2018
「サラリーマンは2度破産する」



さいたま縁結びフェスタ2018



役職員研修（宮古市震災遺構前にて）

I. 「公益的事業」の実施の実施

埼玉労福協が一般社団法人に移行する際に設定された「公益目的支出計画」による事業は2017年度をもって終了しましたが、埼玉県における労働者福祉、地域福祉への取組みを継続しました。

1. 共生の地域社会づくりを推進する事業

- * 勤労者のための生活・暮らしに関する相談対応
- * 多重債務対策、消費者被害から勤労者を守る活動
- * 東日本大震災によって埼玉県内に避難し生活している方の支援
- * 「ネットワークSAITAMA21運動」の普及・啓発
- * 緑のトラスト運動への協力

《2018年度の実績》

(1) 埼玉県内NPO法人との連携

- ①さいたまNPOセンター、NPO法人NPO埼玉ネット、NPO法人ハンズオン埼玉等と連携し、県内で活動するNPOと連携して各種事業に取り組みました。
- ②退職者の「地域デビュー」のための事業
埼玉県（共助社会づくり課）が主催した「シニアドリームフェスタ in 埼玉（川越市）」に参加し、フードバンクもシニアの活躍の場であることをアピールしました。
- ③NPO法人NPO埼玉ネット（市民キャビネット災害支援部会）と連携して、熊本地震の被災地に支援物資（水・インスタントラーメン・ジュースなど）を提供しました。
- ④NPO法人ハンズオン埼玉が実施した「おとうさんの焼き芋タイム」を協賛し、パルシステム埼玉からご提供頂いたさつま芋（64箱）の送付に協力しました。
- ⑤NPO法人彩の子ネットワークが中心となって開催している「こども☆夢☆未来フェスティバル2019」に協賛し、「塗り絵コーナー（全労済）」や「コイン落としコーナー（労働金庫）」、パルシステム埼玉の試食コーナー、医療生協さいたまの健康チェックコーナーのブースを出店しました。併せて会場警備、駐車場などの運営協力を行いました。
- ⑥労福協ホームページにより労働者福祉、社会保険制度について広報しました。
- ⑦HPを利用した「暮らしの相談ネット」コーナーを運営しました。相談ネットには、1年間で20,000件のアクセスがありました。また、電話相談「よりそいホットライン」に協力し、相談者への食糧支援を行いました。
- ⑧熊谷市、川越市、さいたま市大宮区において、2018年4月から2019年3月まで、弁護士による無料法律相談会を開催しました。
※相談件数年間59件（熊谷17件、川越20件、大宮22件）の相談がありました。
- ⑨「3.11 東日本大震災」による埼玉県内避難者への支援事業に取り組みました。
 - i) 「孤立・孤独」防止、避難先での生活維持、コミュニティ形成のため「福玉会議」を主宰し、2018年度は2回（第27回～第28回）開催しました。
 - ii) 広域避難者向け情報誌「福玉便り」の編集、発行に協力しました。（発送協力）
 - iii) 広域避難者向けイベントを開催し、避難者の交流に努力しました。
- ⑩緑のトラスト募金に取組み、各事業団体等の協力により、50万円を埼玉県緑のト

ラスト基金に寄付しました。

(2) 多重債務対策協議会への出席、「多重債務相談窓口の開設」の事業

埼玉県多重債務対策協議会に参加し、情報の共有、交換を行うと共に、労福協としても「多重債務者相談強化キャンペーン2018」に賛同して11月23日(金)にサテライトの無料相談窓口(さいたま市民会館うらわ)を開設しました。

また、全国規模で取組んだ奨学金問題についても随時報告し、「奨学金滞納による多重債務問題」があることを共有して頂きました。

《会議への出席状況》

会議回次	開催日	会場
第105回対策協議会	2018年 1月23日(火)	埼玉弁護士会館
第106回対策協議会	2018年 3月13日(火)	埼玉弁護士会館
第107回対策協議会	2018年 5月15日(火)	埼玉弁護士会館
第108回対策協議会	2018年 7月24日(火)	埼玉弁護士会館
第109回対策協議会	2018年 9月18日(火)	埼玉弁護士会館
第110回対策協議会	2018年10月23日(火)	埼玉弁護士会館
第111回対策協議会	2018年11月20日(火)	埼玉弁護士会館
第112回対策協議会	2019年 1月22日(火)	埼玉弁護士会館
第113回対策協議会	2019年 3月19日(火)	埼玉弁護士会館

2. 勤労者の福祉向上を目的とする事業

- * 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会への参加
- * 「中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議」の開催
- * 中小企業で働く勤労者の福利厚生に関する調査・研究

「中小企業勤労者福祉サービスセンター」は、中小企業の勤労者の総合的な福祉を増進するために、市区町村を単位に設立された団体であり、中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、スケールメリットを生かした福祉事業として実施されています。埼玉県内には、川口やさいたま市、川越市等8センターと1共済会(ふじみ野市)があり、埼玉労福協を含む10団体と埼玉県で「埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会」を設置し、情報交換と共同事業の実施を行っています。埼玉労福協としては、「勤労者福祉センターが設置されている地域労福協代表者」による中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議を開催し、各地のサービスセンター事業に資するための方針議論を行っています。

(1) 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会関係

* 平成30年度埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会総会

開催日 2018年5月23日(水)

会場 所沢市役所 6階 604会議室

参加者 小林直哉/永田信雄

* 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会・第1回担当者会議

開催日 2018年6月13日(水)
会場 所沢市役所 6階 602会議室
議題 i) 作業部会の運営・業務分担について
ii) 平成30年度 合同事業について

参加者 佐藤宏

* 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会・第2回担当者会議

日時 2018年11月15日(木)
場所 入間市産業文化センター A棟3階 入間市商工会大会議室
議題 i) ハッピーフリーパス券取扱SC輪番案について
ii) 平成31年度以降の予算書の作成方法について
III) センター協議会担当者名簿の作成方法について

参加者 佐藤宏

* 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会第3回担当者会議

日時 2019年2月6日(水)
場所 上尾市プラザ22ライオンズタワー 上尾2F
議題 i) ハッピーフリーパス券取扱SC輪番最終確認等について
ii) 平成30年度事業報告について
iii) 平成30年度収支決算について
IV) 平成30年度特別会計収支決算について
V) 平成31年度(新元号元年)事業計画(案)について
VI) 平成31年度(新元号元年)収支予算(案)について

参加者 佐藤宏

* 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター合同事業

開催日 2018年8月18日(土)
会場 川越市氷川会館
内容 さいたま縁結びフェスタ2018(304名参加、カップリング16組)
参加者 永田信雄・佐藤宏・伴野正代・秋山孝夫・五十嵐有希

* 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会・第1回事務局長会議

開催日 2018年7月26日(木)
会場 所沢市役所 6階 602会議室
参加者 永田信雄
議題 i) 平成30年度 合同事業について
ii) 平成30年度「東武動物公園ハッピーフリーパス斡旋事業」の収支見込について
iii) 作業部会の役割について
iv) 第1回担当者会議の結果について
V) 平成30年度第1回補正予算(案)について

* 埼玉県中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会・第2回事務局長会議

開催日 2019年3月6日(水)
会場 入間市産業文化センター A棟3階 入間市商工会大会議室
参加者 佐藤宏
議題 i) 担当者会議の結果について
ii) 平成30年度 事業報告について
III) 平成30年度 収支決算報告について
IV) 平成30年度 特別会計収支決算報告について

V) 平成31年度(新元号元年) 事業計画(案)について

VI) 平成31年度(新元号元年) 収支予算(案)について

(2) 埼玉労福協「中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議」の開催

* 第1回中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議

開催日 2018年6月28日(木)

会場 全労済埼玉推進本部 2階会議室

議題 i) 各サービスセンターの状況について(事業状況・課題など)

* 当該地域労福協からの報告

* 埼玉労福協からの報告(埼玉県中小協議会 緒会議・研修会等)

ii) 今後の取り組みについて

* ミスタードーナツ500円商品券のあっせんについて

* 東武動物公園ハッピーフリーパスの購入(共同契約)について

* さいたま縁結びフェスタ事業(合同事業)への協賛、協力について

* 県内「中小企業勤労者福祉8サービスセンター」の会員拡大の協力

* 第2回中小企業勤労者福祉サービスセンター推進会議

開催日 2019年3月14日(木)

会場 中央労働金庫埼玉県本部 5階会議室

議題 i) 各サービスセンターの状況について(事業状況・課題など)

ii) 埼玉県中小企業勤労者サービスセンター協議会

「平成30年度第2回事務局長会議」について

* ミスタードーナツ500円商品券のあっせんについて

* 東武動物公園ハッピーフリーパスのあっせんについて

* さいたま縁結びフェスタ事業(合同事業)への協賛、協力について

3. 社会保障及び労働福祉についての調査、

研究及び啓発に関する事業

* 勤労者のための労働者福祉に関するフォーラムの開催

* 勤労者の生活向上、福祉に関するセミナーの開催(県内6カ所)

* 勤労者の福祉向上に関する調査・研究

労働者福祉事業を社会的にアピールし、政策制度要請に関わる課題について共有することを目的にフォーラムやセミナーを開催しています。2018年度は「人口減少・少子高齢化」や「激増する社会保障給付費」をテーマにし、「現在の家計シミュレーション」や「老後の生活費」を試算し、『安心・安全のライフプラン』について学びました。

(1) 福祉フォーラム2018『サラリーマンは2度破産する』

開催日 2018年6月23日(土)

会場 埼玉県勤労者福祉センター

5階・大会議室

基調講演 藤川 太 氏

(ファイナンシャルプランナー)

参加者実績 150名



(2) 2018年度「福祉セミナー」に265人が参加しました

福祉セミナーは、福祉事業団体の利用拡大を目的に、「サラリーマンは2度破産する」をテーマに、現状の家計シミュレーションを基にライフプランを作成する「福祉セミナー」を埼玉県内6カ所で開催しました。

《地域ごとの福祉セミナー》

	日 時 ・ 場 所	テ ー マ ・ 講 師 等
南 部	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年10月5日(金) 18時30分～20時30分 ・さいたま市 大宮ソニックシティ 	<p>【サラリーマンは2度破産する】</p> <p>《講師》 藤川 太先生 参加者 50名</p>
西 部	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月7日(水) 18時30分～20時30分 ・川越市 ウエスタ川越 会議室1・2 	<p>【サラリーマンは2度破産する】</p> <p>《講師》 労働金庫朝霞支店 参加者 70名</p>
北 部	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月9日(金) 18時15分～20時 ・深谷市 埼玉グランドホテル深谷 	<p>【サラリーマンは2度破産する】</p> <p>《講師》 労働金庫深谷支店 参加者 45名</p>
東部①	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月16日(金) 18時30分～20時 ・羽生市 羽生市民プラザ 	<p>【サラリーマンは2度破産する】</p> <p>《講師》 労働金庫熊谷支店 参加者 22名</p>
東部②	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月21日(水) 18時30分～20時 ・春日部市 春日部市民文化会館 小会議室2 	<p>【サラリーマンは2度破産する】</p> <p>《講師》 労働金庫春日部支店 参加者 30名</p>
秩父地域	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年2月15日(金) 18時30分～20時 ・秩父市 秩父宮記念市民会館けやきフォーラム 	<p>【サラリーマンは2度破産する】</p> <p>《講師》 全労済熊谷支所 参加者 48名</p>



福祉セミナー「サラリーマンは2度破産する」 南部ブロック

4. 県民の生活福祉及び労働福祉施策に関する政策・制度要請の事業

- * 埼玉県知事への政策制度要請
- * 県要請の内容と市町村への要請のために「政策制度会議」を開催する。
- * 政策制度要請（県および市町村）のための調査・研究

(1) 埼玉県に対する政策制度要請/市町村への政策制度要請に取り組みました。

9月19日（水）に埼玉県知事に対して「7分野・14項目」の要請書を提出しました。また10月31日（水）には関係部局との折衝を行いました。



◆政策制度会議の開催

埼玉県知事要請についての検討と、各市町村への政策要請のために、地域労福協代表者と連合埼玉政策担当と共に「政策制度会議」を開催し、分析と議論を行いました。

《会議の開催状況》

	開催日時	会場
第1回政策制度会議	2018年 4月24日（火）	全労済埼玉推進本部会議室
第2回政策制度会議	2018年 5月24日（木）	埼玉県勤労者福祉センター
第3回政策制度会議	2018年 6月28日（木）	全労済埼玉推進本部会議室
第4回政策制度会議	2018年 8月23日（木）	全労済埼玉推進本部会議室
第5回政策制度会議	2018年10月25日（木）	全労済埼玉推進本部会議室
第6回政策制度会議	2019年 2月21日（木）	全労済埼玉推進本部会議室

5. 労働者の教育に関する事業

* 勤労者のための教育政策や教育課題についての調査・研究

(1) 「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」を実施しました。

教育費負担の軽減を図るために、奨学金の利用実態や問題点を整理し奨学金制度の改善につなげるため、「奨学金や教育費負担に関するアンケート調査」を実施し、174件（全国16,588件）の有効回収を行いました。

< 奨学金アンケート調査回収数 >

組織名	有効回収数	備考
地方労福協	11634件	埼玉県174件
産業別組織	2304件	
Web分	2650件	
合計	16588件	

(2) 教育課題についてシンポジウムに参加しました。

教育費の課題について、大学に進学する生徒のための給付型奨学金が実施されています。しかし、依然として「大学の学費が高すぎる」という大きな問題に2018年度は「日本の大学学費がなぜ高いのか」をテーマとして埼玉奨学金問題ネットワーク設立5周年記念シンポジウムに参加しました。

開催日時 2018年11月18日（日）
会場 埼玉県勤労者福祉センター 5階・中ホール
テーマ 大学無償化について考える
基調講演 「高等教育の無償化を根底から問い直す」
矢野真和氏（東京工業大学名誉教授）
参加者 埼玉労福協（永田信雄、高橋充）

6. 共生の地域社会づくりを推進するための地域事務所の運営事業

* ライフサポートステーション運営会議への参加
* 「共同運営団体」としての「負担金」支払
* ライフサポートステーション職員の研修

(1) ライフサポートステーション運営会議に参加しました。

埼玉県では、連合埼玉と埼玉労福協との共同運営で地域事務所「ライフサポートステーションネット21（4事務所）」を設置しています。埼玉労福協としては「ワンストップ型の相談センター」と位置付けています。

* 2018年度第3回ライフサポートステーション運営会議

開催日 2018年6月19日（火）
会場 連合埼玉会議室
内容 ・ネット21事務所活動報告 2018年3月～5月」までの実績確認等

* 2018年度第4回ライフサポートステーション運営会議

開催日 2018年9月18日(火)

会場 連合埼玉会議室

内容 ・ネット21事務所活動報告 2018年6月～8月までの実績確認等
・ネット21大宮における無料法律相談の実施について

* 2019年度第1回ライフサポートステーション運営会議

開催日 2018年12月11日(火)

会場 連合埼玉会議室

内容 ・ネット21事務所活動報告 2018年9月～11月までの実績確認等
・生活相談の状況について

* 2019年度第2回ライフサポートステーション運営会議

開催日 2019年4月2日(火)

会場 連合埼玉会議室

内容 ・地域事務所の運営等について
・各運営団体と地域事務所との連携について

(2) ライフサポートステーション相談員の研修

ライフサポートステーションで働く相談員を対象に、「相談員研修会」や交流会に派遣して情報共有と連携を深めました。9月11日(火)・12日(水)に労福協東部ブロックが主催した「事業経験交流」(栃木県)に参加しました。

Ⅱ. 労働者福祉のための事業

1. 中央労福協

* 2018年度全国研究集会

開催日 2018年6月4日(月)～5日(火)

会場 岡山県岡山市「ホテルグランヴィア岡山」

参加者 小林直哉・宮本重雄・岩岡宏保・永田信雄・佐藤宏

テーマ 「貧困や社会的孤立に陥らない地域をつくろう！」

* 2018年度 事業団体・地方労福協合同会議

開催日 2018年7月5日(木)～6日(金)

会場 新宿ワシントンホテル 3階

* 事務担当者研修会

開催日 2018年7月17日(火)～18(水)

会場 福岡県 福岡市 全労済会館モルティ天神6階会議室

* 中央労福協第3回地方労福協会議

開催日 2019年3月7日(木)～8日(金)

会場 神戸市 チサンホテル神戸 2階

内容 中央労福協からの報告、協議事項、地方労福協からの報告

* 中央労福協奨学金問題対策委員会

奨学金問題の早期解決に向けて、中央労福協が開催した「奨学金問題」に関する対策委員会、「相談員」研修会、集会等に参加しました。

- * 第13回奨学金問題対策委員会
開催日 2018年4月25日(水) 午後1時～午後4時
会場 東京都千代田区・明治大学 紫紺館 3階S4会議室
- * 第14回奨学金問題対策委員会
開催日 2018年7月12日(木) 午後1時～午後3時
会場 東京都千代田区・明治大学 紫紺館 3階S3会議室
- * 第15回奨学金問題対策委員会
開催日 2019年3月6日(水) 午後1時～午後3時
会場 東京都千代田区・連合会館3階A会議室
- * 第4回奨学金問題相談員養成研修会
開催日 2018年9月27日(木) 午後1時30分～午後4時30分
会場 東京都千代田区・明治大学 紫紺館 3階会議室
- * 中央労福協第8回加盟団体代表者会議
開催日 2018年11月21日(水) 午後1時30分～午後4時30分
会場 東京都荒川区・ホテルラングウッド
代議員 1名(小林理事長) 傍聴 2名(金井浩・佐藤宏)

2. 労福協東部ブロック協議会

- ① 労福協東部ブロック協議会幹事会
 - i) 第217回幹事会(東京都)
開催日 2018年5月14日(月)～15日(火)
会場 ホテルラングウッド
出席 小林直哉、永田信雄
 - ii) 第218回幹事会(新潟県)
開催日 2018年8月3日(金)
会場 ラマダホテル新潟
出席 小林直哉、永田信雄
 - iii) 第219回(臨時)幹事会(栃木県)
開催日 2018年9月11日(火)
会場 栃木県 ホテルマイステイズ宇都宮
出席 永田信雄
 - iv) 第220回幹事会(群馬県)
開催日 2018年10月3日(水)～4日(木)
会場 群馬県 メトロポリタン高崎
出席 小林直哉、永田信雄
 - v) 第222回幹事会(山梨県)
開催日 2019年2月28日(木)
会場 山梨県 甲府市「ホテル談露館」
出席 小林直哉、永田信雄
 - vi) 第53回定期総会
開催日 2018年12月5日(水)
会場 静岡県 ロッキーセンター大会議室
出席 小林直哉、宮本重雄、永田信雄、佐藤宏
 - vii) 2018年度役職員研修会
開催日 2018年12月6日(木)～7日(金)
会場 静岡県 ロッキーセンター大会議室

出席 小林直哉、宮本重雄、永田信雄、佐藤宏、伴野正代、保岡真由美
②労福協東部ブロック協議会2018年度事業団責任者会議

開催日 2018年9月5日(水)～6日(木)

会場 千葉県 京成ホテルミラマーレ

出席 小林直哉、宮本重雄、永田信雄

③東部ブロック協議会第12期福祉リーダー塾

i) 講座(三島市)

開催日 2018年6月14日(木)～15日(金)

会場 静岡県 東レ三島総合研修センター

内容 第1講座～第4講座、グループミーティング、まとめ

ii) 修了式(東京都)

開催日 2018年10月19日(金)

会場 東京都 田町交通ビル 3階会議室

内容 課題提起、研修レポートの発表と講師陣のコメント、修了書の交付等

備考 受講者全員が終了しました。

〔第12期福祉リーダー塾受講生〕

木暮 真琴	全労済埼玉推進本部さいたま支所
本橋 秀高	中央労働金庫さいたま支店
鹿野 紘平	中央労働金庫川越支店
亀井 毅	比企地域労福協(ボッシュ労働組合)

Ⅲ. 埼玉県関係

1. 埼玉県住まい安心支援ネットワーク関係

①埼玉県住まい安心支援ネットワーク全体会議

開催日 2018年5月25日(金)

会場 埼玉県県民健康センター 1階 大会議室A・B会議室

②埼玉県居住支援セミナー

開催日 2019年2月4日(月)

会場 埼玉県県民健康センター 1階大会議室A

内容 ①講師兼ファシリテーターによる話題提供
②属性の異なる参加者混在のグループワーク

③埼玉県住まい安心支援ネットワーク 平成30年度運営会議

開催日 2019年3月20日(水)

会場 埼玉教育会館2階 202会議室

議題 i) 平成30年度事業報告及び収支決算見込みについて
ii) 平成31年度事業計画について
iii) 会則の財政について

2. 埼玉県共助社会づくり課との連携

埼玉県共助社会づくり課の業務は、

ア) 共助社会づくりに関する施策の総合的企画及び調整に関すること

イ) 特定非営利活動促進法の施行に関すること

ウ) NPO活動及びコミュニティ活動の促進に関すること

ですが、埼玉労福協は「シニアの地域デビュー支援」という観点から「フードバンクボランティア」の紹介等を行っています。

2018年度は、①共助社会づくり課によるフォーラム（11月6日）、②埼玉県共助社会づくり「共助コン」イベント（1月13日）にNPO法人フードバンク埼玉として出店しました。

3. 埼玉県資源循環推進課との連携

埼玉県資源循環推進課とは、「食品ロス削減」の観点から「フードバンク事業の普及啓発事業」で連携しています。

資源循環推進課からは、埼玉県や県内企業からの食品寄贈に関する情報が提供され、NPO法人フードバンク埼玉事務局（埼玉労福協）は、「フードバンク（食品ロス削減）」をテーマにした寄付講座での講演を行っています。2018年度は、埼玉県立大学、獨協大学などで計4回実施しました。

4. 埼玉県社会福祉協議会との連携

埼玉県社会福祉協議会とは、同団体が取り組む「彩の国あんしんセーフティネット事業」にフードバンクとして食糧支援をする形で、協力関係にあります。具体的には、ネット3事務所（久喜・川越・熊谷）と川口労働会館を拠点として、幹事団体（社福施設）に食品提供を行っています。

また、埼玉県社会福祉協議会が担当している「町村の生活困窮者自立支援相談窓口」に食品提供を行っています。

5. 埼玉県危機管理部危機管理課との連携

埼玉県危機管理部危機管理課とは、2018年12月8日（土）に「彩の国会議」キックオフミーティングとなる「災害支援団体エントリー大作戦」開催しました。「彩の国会議」の幹事会メンバーとして、プログラム作成や「災害支援団体エントリー大作戦」の進行担当として連携しました。



「彩の国会議」キックオフミーティングによる
「災害支援団体エントリー大作戦」の様子

IV. その他の「共生の地域社会づくり」のための事業

1. 地域労福協との連携による「地域での労働者福祉事業」

埼玉県内各地で設立運営されている地域労福協との連携により埼玉県内全域で労働者福祉、共生の地域社会づくり事業を実施することができました。

2018年度は「代表者会議」を年間6回開催し、労福協としての課題や方針を確認し、地域における労働者福祉の取組みに繋げました。

地域労福協の活動の詳細は、資料として掲載していますが、①東日本大震災の支援 ②ボウリング大会へ障がいを持つ子供の招待 ③サマーイベントや日帰りバス旅行への優待 ④映画館を利用した親子映画鑑賞会 ⑤原爆絵画展 ⑥該当市の福祉まつりへの参加 など、特性を生かした地域での活動が取り組まれています。

開催回次	開催日	会場
第1回地域労福協代表者会議	2018年 4月24日(火)	全労済埼玉推進本部
第2回地域労福協代表者会議	2018年 5月24日(木)	ときわ会館5階
第3回地域労福協代表者会議	2018年 6月28日(木)	全労済埼玉推進本部
第4回地域労福協代表者会議	2018年 8月23日(木)	全労済埼玉推進本部
第5回地域労福協代表者会議	2018年10月25日(木)	全労済埼玉推進本部
第6回地域労福協代表者会議	2019年 2月21日(木)	全労済埼玉推進本部

2. 地域労福協による「東日本大震災被災者支援」、 NPOとの連携、地域との共生

比企、朝霞・東入間、県央、川口・戸田・蕨などでは、チャリティーイベントを開催して、寄付や市内の福祉施設への物品寄贈を行っています。

西部第四地域労福協は、東京サマーランドでの「サマーイベント」に5年連続して東日本大震災による広域避難者を100名以上招待しました。

東部、北埼玉、川越・西入間、朝霞・東入間では日帰りバスツアーへの招待（優待料金で）などが行なわれました。

さいたま市地域労福協は、中央区区民祭りに参加し、南相馬市の大根かりんとうや双葉町の茶まんじゅうの販売、イベント（ミステリー列車）等への優待事業に取り組みました。

3. 埼玉県内のNPOなどと連携した取り組み

①さいたまNPOセンター

同センターが指定管理を受けている桜区環境センターのイベントに協力しました。

②NPO法人ハンズオン埼玉！

おとうさんの焼き芋タイム事業に協力しました。

③NPO法人ふじみの国際交流センター

埼玉県ふじみ野市、三芳町、富士見市を中心に「外国人支援」の活動を行っているNPO法人であり、「外国人母子のためのシェルター」運営などに協力しました。

④NPO法人彩の子ネットワーク

2019年3月17日(日)に埼玉県活動総合センター(伊奈町)で開催された「こども☆夢☆未来フェスタ2019」に協賛し、「子育て支援」の立場から労働金庫埼玉県本部、全労済埼玉推進本部、パルシステム埼玉、医療生協さいたまの各事業団体がブース出展しました。また、会場の警備や駐車場の運営に協力しました。当日は12,000人を超える入場者がありました。

⑤NPO法人NPO埼玉ネット

2019年2月1日(金)・2日(土)、埼玉県杉戸町でNPO法人「NPO埼玉ネット」などの実行委員会が主催する「第6回協働型災害訓練 in 杉戸」が実施されました。労福協は広報・宣伝を中心に運営に協力するとともに訓練に参加しました。

⑥JA埼玉県中央会

2018年11月17日(土)・18日(日)に朝霞市の「朝霞の森」において開催された「2018 彩の国食と農林業ドリームフェスタ」に労働金庫埼玉県本部、パルシステム埼玉、コープみらい、生活クラブ生協、県生協連、医療生協さいたま、とともに「フードドライブ(家庭からの1品持ち寄り運動)」を実施しました。

4. 反貧困ネットワーク埼玉との連携

労福協は反貧困ネットワークの定例会議に参加し、「生きる権利」を訴える「25条集会」や埼玉奨学金問題ネットワークのシンポジウムに出席しました。

5. 埼玉県生協連などとの連携

コープデリ生活協同組合等が主催した「コープフェスタ2018(10月14日開催)」に参加し「フードバンク埼玉」の情報を展示するとともに、フードドライブを実施しました。また、埼玉県生協連やパルシステム埼玉、医療生協さいたまなどが取り組む学習会やイベントに参加し、労福協としての活動や方針について説明しました。

V. その他の事業

1. 事業団体間連携の強化

2018年度は、「労働金庫、全労済、生協」などの事業推進と利用拡大を図るため、福祉フォーラム「サラリーマンは2度破産する」を開催しました。

この講座は、埼玉県勤労者センター（ときわ会館）で開催しました。参加者は、150名となりました。

講演『サラリーマンは2度破産する』（講師：藤川 太氏）

2. 広域避難者を支援する《復興支援員》事業に取り組みました。

①福島県復興支援員事業（埼玉県担当）

2018年度も事業を受託し、復興支援員4名（埼玉労福協の臨時職員）と事業マネージャー（1名）、福島県埼玉県駐在職員（1名）で埼玉県内に避難している福島県民（自主避難や避難指示解除区域の区分けなく）の個別訪問を実施しています。

②福島県富岡町「富岡町県外避難者支援拠点事業」

2016年1月から事業を受託し、復興支援員6名（埼玉労福協の臨時職員）と復興支援事業マネージャー1名（労福協臨時職員）で全国の避難富岡町民宅を訪問、或いは電話による近況伺いを実施しています。

③福島県県外避難者帰還・生活再建支援事業

2018年6月1日より事業を受託し、復興支援員1名（埼玉労福協の臨時職員）により「避難者の見守り」や単独で一時帰還できない避難者のサポート活動を実施しました。

VI. 機関会議の開催について

埼玉労福協は定款にそった組織運営をするために、定時（臨時）社員総会、理事会、専門委員会を開会し、理事会への報告・提案を行っています。2018年度は、理事会を8回（第51回～第58回）開催しました。

1. 社員総会の開催

会議名	開催日・会場	議題等
第11回 社員総会	2018年 5月24日（木） ＜会場＞ 埼玉県勤労者 福祉センター ＜出席者＞ 議決権行使者 9名中 9名 理事 18名中15名 監事 2名中 2名	【決議事項】 1. 2017年度「事業活動報告」（案）について 2. 2017年度「貸貸対照表」の承認について 3. 2017年度「収支決算報告（案）」及び 「正味財産増減計算書（案）」「会計監査報告」について 4. 2018年度「役員報酬」の上限について 5. 任期満了に伴う理事・監事の改選について 【報告承認事項】 1. 2018年度「事業計画」について 2. 2018年度「収支予算」について 【特別報告】 東日本大震災に関する支援対応について

2. 理事会の開催

会議名	開催日・会場	議 題 等
第51回 理事会	2018年 5月11日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入社員の承認について 2. 第11回(定時)社員総会の開催について 3. 2017年度事業報告(案)について 4. 貸借対照表の承認について 5. 2017年度収支決算報告(案)及び「正味財産増減計算書(案)」および「会計監査報告」について 6. 2018年度役員報酬について 7. 任期満了に伴う理事・監事の改選について 8. 各種行政委員及び関係団体役員等の推薦について
第52回 理事会	5月24日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2018~2019年度役員体制について
第53回 理事会	6月21日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2017年度埼玉県要請に対する回答の評価について 2. 2018年度具体的な事業展開について 3. 「ネットワークSAITAMA21運動」埼玉労福協主管の行事について 4. 福祉フォーラム2018の運営について
第54回 理事会	8月27日(月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2018年度埼玉県要請(案)について 2. 2018年度福祉キャンペーンの取り組みについて 3. 企画委員会への諮問事項について
第55回 理事会	9月6日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2018年度政策制度改善要請(県要請最終確認)について 2. 第三四半期の取り組みについて 3. 当面の主要日程について
第56回 理事会	11月8日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第12回定時社員総会の開催「日時・会場」について 2. 緑のトラスト運動協賛カンパ活動への取り組みについて 3. 埼玉労福協ガイドブックの発行について 4. 中央労福協第8回加盟団体代表者会議への対応について 5. 労福協東部ブロック協議会第53回定期総会の代議員・傍聴者について 6. 第四四半期の取り組みについて
第57回 理事会	2019年 1月17日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2019年度事業計画の骨子について 2. 2019年度理事会等の日程案について 3. 子ども☆夢☆未来フェスタへの協力について 4. NPO法人フードバンク埼玉支援について
第58回 理事会	3月28日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2019年度事業計画について<決議事項> 2. 2019年度収支予算計画について<決議事項> 3. 地域労福協への活動補助金について 4. 2019年度「会費及び納入方法」について 5. 2019年度定時社員総会の運営について 6. 職員の雇用契約更新について 7. 福島県の復興支援に関わる事業について 8. 事業団体実務推進連携会議について

3. 専門委員会の開催

(1) 事業団体実務推進連携会議

事業団体実務推進連携会議は事業団体間の情報交換と「協同事業」のために開催するもので、2018年度は6回開催した。

①構成メンバー

- ・清水直樹（中央労働金庫埼玉県本部：営業担当部長）
- ・塩崎輝幸（全済埼玉推進本部：事業推進部部長）
- ・大川晋史（パルシステム埼玉：事業部長）
- ・松本幸一（埼玉県勤労者福祉センター：事務局長）
- ・永田信雄（埼玉労福協：専務理事）
- ・佐藤 宏（事務局：事務局長）

②会議の開催状況

会議の名称	開催日
第1回事業団体実務推進連携会議	2018年 4月24日（火）
第2回事業団体実務推進連携会議	2018年 6月26日（火）
第3回事業団体実務推進連携会議	2018年 7月24日（火）
第4回事業団体実務推進連携会議	2018年 8月21日（火）
第5回事業団体実務推進連携会議	2018年10月16日（火）
第6回事業団体実務推進連携会議	2019年 1月22日（火）

4. NPO法人フードバンク埼玉の総会、 （理事会・運営委員会）開催について

NPO法人フードバンク埼玉は、11の団体会員を中心に急増する食品支援要請に対応するため、各団体におけるフードドライブ活動を行いました。2018年4月17日に定期総会を開催し、2018年度事業計画を確認しました。5回の理事会、4回の運営委員会を開催しました。

また、2018年度埼玉労福協は、NPO法人フードバンク埼玉の事務局として食品支援、寄贈への対応及び食品配送の業務を担当しました。

《NPO法人フードバンク埼玉の開催経過》

会議名	開催日
第1回理事会・運営委員会	2018年 6月25日（月）
第2回理事会	2018年 7月 2日（月）
第3回理事会・運営委員会	2018年 9月10日（月）
第4回理事会・運営委員会	2018年12月12日（水）
第5回理事会・運営委員会	2019年 3月13日（水）

【 埼玉県の審議会・委員会、関係団体等への派遣 】

委員会等の名称	役 職	氏 名	任 期
(財) 埼玉県健康づくり事業団	理 事	小林 直哉	2016年5月～ 評議員会終了日
(財) 埼玉県国際交流協会	評議員	小林 直哉	2017年6月～
人間尊重社会をめざす県民運動推進協議会	委 員	持田 明彦 永田 信雄	～2021年3月31日
埼玉県勤労者生活協働組合	理 事	永田 信雄	～2019年総代会まで
生活協同組合パルシステム埼玉	理 事	永田 信雄	～2019年総代会まで
一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター	理事長 評議員	小林 直哉 永田 信雄	2016年～
(財) さいたま緑のトラスト協会	評議員	永田 信雄	～2019年5月
埼玉県住まい安心支援ネットワーク	委 員	今井 巧	
社会保険診療報酬支払基金埼玉支部	幹 事	小林 直哉	2017年12月～

2018年9月19日

埼玉県知事
上 田 清 司 殿

一般社団法人 埼玉県労働者福祉協議会
理事長 小 林 直 哉

<社員団体>

中央労働金庫埼玉県本部
全労済埼玉推進本部
一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター
埼玉県生活協同組合連合会
埼玉県勤労者生活協同組合
生活協同組合パルシステム埼玉
医療生協さいたま生活協同組合
日本労働者協同組合連合会センター事業
団北関東事業本部
日本労働組合総連合会埼玉県連合会

要 請 書

埼玉県732万人の暮らしの安心・安全と埼玉県の発展のために、日々先頭に立って県政の運営に当たられている上田清司知事に心から敬意を表します。

当協議会は、埼玉県内において勤労者のための福祉活動を推進し、生活の安定・安心及び社会的地位の向上に寄与することを目的として事業を行っております。また、広く勤労県民の生活をサポートする観点から、共生の地域社会づくり事業をはじめ、奨学金問題や生活困窮者支援、子供の貧困対策にも取り組んでいます。

本年は、生活困窮者の自立支援、子育て世帯（特に母子世帯）への支援、東日本大震災によって、埼玉県内で避難生活をしている4,000人の方々の支援、災害ボランティアとの連携強化など、当協議会が取り組んでいる課題について、本年度の政策制度改善要請として取りまとめました。

上田知事におかれましては、健康長寿プロジェクトの推進、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」や子ども子育て支援の推進などの埼玉モデルを全国に力強く発信され全国知事会長としてもご奮闘されています。

勤労県民の自立と安定、孤立や孤独からの脱却、地域社会に積極的に参画する労働福祉行政の観点からも、当協議会の要請の趣旨にご理解を賜り、平成31年度の県政施策に反映して戴くよう要請いたします。

2018年度「政策制度改善要請項目」と回答

I. 生活困窮者対策、貧困対策

要請内容	埼玉県回答
<p>1. 改正法を踏まえた施策の強化を求めます。</p> <p>(1)改正法に明記された基本理念に沿って、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、アウトリーチや社会的孤立への対応も含め、埼玉県としての施策を講じること。</p> <p>(2)就労準備支援事業、家計改善支援事業について、埼玉県内すべての自治体で早期に完全実施できるよう必要な施策を講じること。</p> <p>(3)埼玉県として改正法に明記された役割(市等に対する研修事業や事業実施体制の支援、ネットワークづくり等)を発揮すること。</p>	<p>1-(1) 福祉部 社会福祉課</p> <p>今般、法改正が行われ、基本理念として、「生活困窮者の尊厳の保持」等が明記されたところですが、県では制度設立当初から、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」といった観点から、事業を実施してきたところです。生活困窮者の中には、困窮していることを他人に知られたくない、社会的に孤立しているなどの理由から、自ら相談に訪れることが困難な方もいます。こうした生活困窮者の早期把握のためには、積極的なアウトリーチが必要となっています。</p> <p>アウトリーチを進めるため、町村部を所管する県では、平成29年度に引き続き30年度も全ての町村を個別に訪問し、町村の福祉課、税務課、教育委員会、民生委員、地域の関係団体などを構成員とする連絡会議を開催し情報交換などを行いました。市に対しても会議や個別訪問などにより同様の取組を行うように働き掛けています。今後も引き続き市町村への支援を行ってまいります。</p> <p>1-(2) 福祉部 社会福祉課</p> <p>国は今後3年間の集中実施期間の取組により、各自治体での両事業の実施を目指しております。平成30年9月28日付けで、厚生労働省告示第343号「生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施に関する指針」が示されましたので、この指針に基づき、対応してまいります。</p> <p>1-(3) 福祉部 社会福祉課</p> <p>市等に対する研修事業は、現在も支援員の支援スキルに応じた研修を実施しており、本県の研修事業は全国的に充実しているため、国主催の生活困窮者自立支援制度ブロック会議(平成28年11月)にて事例紹介されているところです。引き続き、支援員等の二</p>

(4) 就労困難な若者や女性、高齢者、障害者など社会的困難にある人々を対象に、地域における就労創出のための施策を講じること。

ズに応じた研修を実施し、県としての役割を果たしていく予定です。

また、事業実施体制の支援やネットワークづくりについては、各市の意向等を確認しながら、どのような支援が必要なのか検討してまいります。

1-(4) 産業労働部 ウーマノミクス課

女性の活躍により経済の活性化を目指す埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの取組の一つとして、女性が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等を、多様な働き方実践企業としてこれまでに2,745社を認定しております。平成31年度末までに3,000社を目指し、引き続き、女性が働きやすい企業を増やしてまいります。また、女性の就業支援の拠点である埼玉県女性キャリアセンターでは、仕事に関する相談や各種セミナー、職場体験、ハローワーク求人情報を活用した職業紹介、自宅で働きたい女性のための在宅ワーカー育成セミナーなどを実施することにより、女性の就業を支援しています。これまでの利用者数は11万人に上り、就業確認者数は1万2千人を超えています。

平成31年度からは、シングルマザーや長期ブランクからのステップアップを目指す女性を対象としたマッチング支援を強化するなどサービスを充実し、年間の就業確認者数1,800人を目指します。

1-(4) 産業労働部 雇用労働課

(障害者関連)

障害者の働く場を拡大するためには、企業の理解と協力が重要です。

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置し、法定雇用率未達成企業に対する雇用開拓、具体的な雇用のアドバイスなどの企業支援及び就業後の職場定着支援を3つの柱として企業を支援してきました。

今後も引き続き、障害者の働く場の拡大について企業に働き掛けてまいります。

(若年者関連)

若者の就労に向け、「ヤングキャリアセンター埼玉」において、相談から各種セミナーの

<p>(5) フードバンクを福祉分野と災害時の食糧支援システムとして積極的に位置づけ、生活困窮者支援に関わる行政や民間団体を通じたフードバンクへの食品の提供や福祉・環境政策とも連携した施策を推進すること。</p> <p>2. 子どもの貧困・虐待対策の強化に向けた施策を講じること。</p> <p>(1) 子どもの貧困対策に取り組む「学習支援事業」に「食事や教材費」などの関連経費を補助すること。</p>	<p>実施、就職先の斡旋までワンストップでの支援を実施しております。また、「働きたいけど何から始めたらよいか分からない」、「ブランクから抜け出すきっかけがほしい」などの状況の若者のために、「若者自立支援センター埼玉」を設置し、就労に向けて動き出すきっかけを提案し、はじめの一步を踏み出すための各種支援を行っています。引き続き、就職が困難な若者のための就労支援を行ってまいります。</p> <p>1-(5) 福祉部 社会福祉課 フードバンクについては、その役割が非常に重要であると認識しています。 今後、食品の提供や利用者への情報提供等について、庁内の関係課と調整してまいります。</p> <p>1-(5) 環境部 資源循環推進課 当課では、県の信用力を活かして県内食品関連事業者等とフードバンクをマッチングしている。具体的には、まず県がフードバンクへの協力を示した企業を直接訪問して意向を確認し、フードバンク側の意向を踏まえた上で、フードバンクに企業の情報を提供し、マッチングへと進めるものである。 この取組を通じて、全国で年間約646万トン発生していると推計される食品ロスの削減を推進している。</p> <p>2-(1) 福祉部 社会福祉課 県では平成30年度から小学生向けの新たな事業を県内7市町でモデル的に開始しました。これは、小学校低学年から貧困による学力や非認知能力に格差が生じており、より早い時期から様々な支援をすることが必要であるとの考えからです。この事業は学習支援だけではなく、生活支援、体験活動、食事の提供なども総合的に行うものです。 県としては、この事業を全県に展開するため、平成31年度から小学生向け学習・生活支援教室を新設する市に財政支援を行うこ</p>
---	---

<p>(2)児童虐待相談処理件数の急増に対応するため、中核市についても相談所の設置を促進すること。</p> <p>3. 自死・多重債務対策等 「暮らしとこころの総合相談会」への支援 継続</p>	<p>ととしています。</p> <p>また、県がコーディネーターを派遣し、小学生向け学習・生活支援教室の立ち上げ、地域団体との連携、食材の確保等についても支援することとしています。</p> <p>2-(2) 福祉部 こども安全課 児童相談所の設置については、法律に定めがあり、設置する主体は、原則、都道府県、政令指定都市となっている。それ以外の市については、平成18年度から、政令で定めることで設置できるとされている。</p> <p>市が設置しようとする場合、人材の確保や財政的負担などの課題があると聞いており、市から具体的な相談があれば、実務研修の受入れによる人材育成や、設置に向けた国との事前協議など必要な手続きについて県として最大限支援していく。</p> <p>2-(3) 保健医療部 疾病対策課 県では、経済的、健康的問題を抱え自殺で亡くなる人数が多い中高年世代に向けた対策として、平成22年度から多重債務被害者の支援団体に委託し、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士などの専門家を活用し、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務などの生活相談と心の健康要因に関する相談を併せて行う包括相談会「暮らしとこころの総合相談会」実施しています。</p> <p>埼玉県の自殺者数は、平成21年の1,796人をピークに、平成29年には1,182人と年々減少してきていますが、今後とも、自殺防止の対策は重要な課題と考えており、事業は継続して実施していく予定です。</p>
--	--

Ⅱ. 大規模災害等の被災者支援および防災・減災対策の強化

要請内容	埼玉県回答
<p>1. 東日本大震災の広域避難者への生活支援について</p> <p>(1) 東日本大震災による広域避難者が生活する自治体に対して、広域避難者の生活、住居、就労、医療・介護・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談に応じられるよう支援すること。</p> <p>(2) 子ども・被災者支援法にもとづき、原発事故被害者も含む広域避難者の支援を進めること。</p> <p>(3) 「継続的な避難者支援」のため首都圏9都県市による連携を強化すること。</p> <p>2. 災害による被害を最小限に抑えるための「災害対策」について</p> <p>(1) 埼玉県防災会議等に消費者ニーズを反映すること。</p> <p>首都圏直下型地震をはじめ、将来起こりうる大規模災害に備え、埼玉県防災会議に消費者団体を参加させ、意見を反映させること。</p>	<p>1-(1) 危機管理防災部 消防防災課</p> <p>現在、埼玉県では被災県からの避難者支援情報や避難者支援活動に対する助成事業の案内等について、本県から県内市町村や民間支援団体等へ周知するなど、被災県と連携しながら県内の避難者支援を行っております。また、多くの避難者が県内に居住している福島県においては、埼玉県及び埼玉県内市町村と連携・協力し、広域避難者の各種事情に対応できる態勢を整えております。</p> <p>引き続き、県内避難者への支援を実施してまいります。</p> <p>2-(1) 危機管理防災部 消防防災課</p> <p>都道府県防災会議は、災害対策基本法第14条に基づき、都道府県地域防災計画を作成するため、都道府県に設置することとされております。同法15条において、委員構成が定められており、指定地方行政機関（省庁の地域機関）、陸上自衛隊、指定公共機関（日本赤十字社や日本放送協会その他の公共的機関や電気、ガス、輸送、通信その他の公共的事業を営む法人で内閣総理大臣が指定するもの）などの防災関係機関のほか、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」等を委員とすることとされています。</p> <p>「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」の本県の定員は6名であり、県の判断である程度幅広い分野から選任することができますが、本県では、自主防災組織など防災に携わる住民の意見、災害時に配慮が必要となる女性の意見、防災に関する課題を研究している学識経験者の意見を地域防災計画に反映させるため、該当する方々を委員として委嘱しております。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」の改選は平成32年度となりますので、改選の際には、災害対策を考える上でどの分野の方々を委員とすべきか総合的に判断しながら人選を行ってまいります。</p>

(2) 自治体庁舎・公共施設・医療施設や「帰宅路」となる国道に近い企業や団体に「帰宅困難者向けの防災食品」の備蓄を進めるため、埼玉県は補助金などで支援すること。

2-(2) 危機管理防災部 消防防災課

大規模災害時には、帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅をすると、公道に人が溢れ、緊急通行車両の妨げになることや、群衆なだれ等の二次災害の危険性があります。

そのため、帰宅困難者は、徒歩で帰宅することはせずに、自らの職場や学校のほか、一時滞在施設等に留まることを原則としております。

本県では、平成24年度より県内の駅利用者数が多い主要7駅（大宮駅、浦和駅、南越谷駅、川越駅、川口駅、熊谷駅、所沢駅）において県、市、鉄道事業者、周辺事業者等で構成する帰宅困難者対策協議会を設置しております。

各協議会では、駅周辺の滞留者を抑制するため、民間企業と協力して、自社従業員等を一定期間とどめるために飲料水や食料などの備蓄を促すとともに、一時滞在施設として協力いただける事業者の確保に努めております。

一時滞在施設として協定等を締結した事業者・団体に対しては、訓練を通じて必要とされる物資の備蓄等を支援する取組を各協議会にて実施しております。

また、帰宅困難者が大量に発生すると予想される首都圏の九都県市では、事業者が受け入れた帰宅困難者の3日分の飲料水や食料等を備蓄できるよう財政支援を講じることを国に提案・要望しております。

その他、災害時の混乱が収まってから、徒歩帰宅する方のために、九都県市において、コンビニエンスストアやファミリーレストラン、ガソリンスタンドなどの店舗と、災害時帰宅支援ステーションの確保に努めております。

協定を締結した店舗では、トイレ、水道水、道路交通情報など、可能な範囲で徒歩帰宅の支援に協力をいただくことができます。

Ⅲ. 持続可能な社会づくりに向けた埼玉県施策の促進

要請内容	埼玉県回答
<p>1. 埼玉県として「「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組みを推進すること</p> <p>（1）義務教育課程から「持続可能な開発目標（SDGs）」の目的や役割についての認識を深め、行動するモデル事業を立ち上げて頂きたい。</p> <p>（2）SDGsの考え方や取組みについて、県内すべての自治体が共有し取り組めるよう援助して頂きたい。</p> <p>2. 協同組合に関する支援を強化すること</p> <p>（1）埼玉県内で県民生活を守るために活躍している非営利団体である生活協同組合の地域活動を支援するため、公民館の利用等について「優先利用などの支援」を行うこと。</p> <p>（2）埼玉県による協同組合への持続的支援</p> <p>2012国際協同組合年の取組みを踏まえて、「自主・自立」、「民主的運営」を基本に事業を実施する協同組合に対して継続的な支援を行うこと。具体的には、埼玉県民だよりなどによる広報、学校教育において「（非営利）協同組合の歴史や役割」に関する授業を盛込んで戴きたい。</p>	<p>1-（1）教育局 義務教育指導課</p> <p>持続可能な社会づくりに向けた埼玉県施策の一つとして、現在、地球温暖化問題を教科横断的な視点で扱う環境部温暖化対策課との共同事業「新しい時代に求められる資質・能力」育成事業において、県内小学校8校に研究委嘱をしております。</p> <p>この事業では、「持続可能な開発目標（SDGs）」の「13. 気候変動に具体的な対策を」の内容も扱います。</p> <p>今後、この事業の成果を県内に広く周知してまいります。</p> <p>1-（2）福祉部 社会福祉課</p> <p>まずはSDGsの考え方や取組みを各自治体に周知していきたいと考えております。</p> <p>2-（1）県民生活部 消費生活課</p> <p>公民館は、社会教育法第20条で「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行う」と定められていることから、生活協同組合に対し「優先利用などの支援」を行うことは困難と考えます。</p> <p>対象を組合員と限定せず、地域住民を対象とした学習会等として利用していただくことであれば可能と考えます。</p> <p>2-（2）県民生活部 消費生活課</p> <p>埼玉県生活協同組合連合会に対し、情報誌「埼玉県生協連情報」発行事業を対象に活動促進費補助金を交付しています。</p> <p>また、消費生活協同組合法などについての理解を深め、組合の健全な育成を図ることを目的に、組合の役職員等に対する研修を埼玉県生活協同組合連合会へ委託しています。</p> <p>あわせて、県民の生活協同組合への理解が進むよう、県ホームページ等を活用して生活協同組合の役割等の広報に努めていきます。</p>

	<p>2-（2）教育局 義務教育指導課 学校教育における各教科の内容は、学習指導要領に基づいています。 「（非営利）協同組合の歴史や役割」に関する内容は、小・中学校の学習指導要領に扱っていないため、県として授業に位置付けるよう依頼することは難しい状況にあります。</p> <p>2-（2）教育局 高校教育指導課 協同組合について、高校では、世界史の授業において、イギリスの産業革命の流れの中で人々の生活の改善を目的に協同組合が設立されたことを扱っております。 また、日本史の授業において、戦後の民主化政策の流れの中で協同組合が設立されたことを取り扱っております。 政治経済の授業では、消費者問題の中で、日本生活協同組合連合会（日生協）が結成されたことに触れています。 今後とも、高等学校学習指導要領に基づき、適切に指導を行ってまいります。</p>
--	---

IV. 消費者政策の充実強化

要請内容	埼玉県回答
<p>1. 地方消費者行政の充実・強化 （1）2018年度予算案に「地方消費者行政強化交付金」24億円が盛り込まれたことを踏まえ、県内市町村が「地方消費者行政強化交付金」を活用して消費者教育を推進するよう支援すること</p>	<p>1-（1）県民生活部 消費生活課 2018年度に新設された「地方消費者行政強化交付金強化事業」の実施メニューにおいて、国が示す重点課題「若年者への消費者教育の推進」が対象となっています。 したがって、県では、市町村に対して消費者行政担当課長会議等で「地方消費者行政強化交付金」を活用して、取り組んでいただくよう周知しています。 今年度は、12市町から県あてに「若年者への消費者教育の推進」に係る事業計画書が提出されており、国に対して交付申請をいたしました。 引き続き、市町村に対して「地方消費者行政強化交付金」を活用し「若年者への消費者教育の推進」が図れるよう支援してまいります。</p>

(2) 消費者行政の課題として「悪質なクレーム」をなくす取組みを強化して頂きたい。

(3) 消費者被害の低年齢化が懸念されており、高校教育においても「消費者被害から身を守る」授業時間を増やすなどの対策を進めること。

1-(2) 県民生活部 消費生活課

店の従業員に非常識な要求をしたり、高圧的な態度で接したりする消費者の悪質なクレームが問題となっています。

場合によってはクレームがエスカレートして、従業員の安全な就労環境を脅かすような悪質や要求や態度に変わることもあります。それは決して許されるものではなく、消費者は冷静にクレームを伝える必要があります。一方、商品やサービスの購入におきまして不都合があった場合、消費者が交換や取消などを求めることは正当な権利として認められています。

県では、従業員と消費者がお互いの立場を尊重できるような自立した消費者の育成が重要と考えています。

県民の方には消費生活講座や「彩の国くらしレポート」などの広報紙により、消費者トラブル事例とその対策について情報提供を行っています。

また、小中高の児童や生徒に対する消費者教育の充実を図るため、教職員を対象としたセミナーを実施しています。

引き続き、県では消費者が自ら進んで消費生活に関する知識を修得し、適切な行動がとれるよう消費者教育を充実していきます。

1-(3) 県民生活部 消費生活課

平成30年6月に民法が改正され、平成34年度から成年年齢が20歳から18歳に引下げられることになりました。

成年年齢の引下げに伴った消費者被害を防止するためには、生徒や教職員が消費者問題に関する現状や課題を理解し、消費者被害防止・救済のための能力を身に付ける必要があります。

つきましては、高校生等若年者に対し、実践的な消費者教育の充実・強化を図っていきます。

なお、今年度は、県立高校に消費者庁作成のお金や契約について学習できる教材「社会への扉」を配布し、授業で活用してもらえよう依頼しています。

また、引き続き、高校生向けに若者が遭いやすい消費者被害防止や救済方法に関する消

<p>2. 消費者団体の公益的活動に対する支援</p> <p>差止請求を担う適格消費者団体が全国で19団体、被害回復を担う特定適格消費者団体が全国で3団体（いずれも2018年8月現在）あります。引き続き、県内の適格消費者団体・特定適格消費者団体への財政面・情報面の支援を拡充すること。</p>	<p>費生活講座を実施しています。</p> <p>2 県民生活部 消費生活課</p> <p>特定適格消費者団体への財政的な支援については、毎年、団体が実施する事業費の一部を補助しております。</p> <p>また、情報面では、県と特定適格消費者団体との協議会を設置して定期的な情報交換を行うほか、県消費生活支援センターが特定適格消費者団体との間で情報の提供と利用に関する覚書を締結し、それに基づく情報提供を随時行っています。</p> <p>今後も引き続き、特定適格消費者団体として訴訟の実効性が確保されるよう支援を行っていきます。</p>
--	--

V. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

要請内容	埼玉県回答
<p>1. 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生の支援を強化すること</p> <p>埼玉県は県内8か所の中小企業勤労者福祉サービスセンターとふじみ野市共済会に対して、会員拡大や経営基盤の安定のために、中小企業経営者とのマッチングを推進するなどの必要な予算措置を講じること。</p> <p>2. 中小企業勤労者福祉サービスセンター未設置自治体に対して設置促進にむけた働きかけを行うこと。</p> <p>中小企業勤労者福祉サービスセンターが中小企業で働く勤労者福利厚生に寄与しているのは明らかであり、埼玉県は中小企業勤労者福祉サービスセンターの意義や必要性について全自治体への説明会(事例報告)を開催するなど、設置促進にむけて支援を行うこと。</p>	<p>1. 2 産業労働部 雇用労働課</p> <p>中小企業勤労者福祉サービスセンターは、市町あるいは地域単位で設置されています。各サービスセンターに対しては、地元市町により人的・財政的支援が行われています。県は、中小企業勤労者福祉サービスセンターの役割等についてホームページで紹介し、周知を図り、各サービスセンターからの運営に関する相談等を受け、助言を行っています。</p>

VI. 県内で生活する在留外国人問題への対応

要請内容	埼玉県回答
<p>1. 外国人との共生社会の実現に向けて活動する「ふじみの国際交流センター」への助成・支援を行うこと</p> <p>在留外国人は、年々増加しており埼玉県では16万人を超えています。川口市の芝園団地では住民の半数以上が外国人だと報道されました。民間NPOとして長年の実績を持つ上記センターの事業存続のためにも、近隣自治体と埼玉県による支援が必要です。</p> <p>2. 県内で生活する外国人に対する「多言語での生活相談」体制を強化すること。</p> <p>埼玉県で生活する外国人には、日本語教育（学習支援）や母国語での通訳・翻訳サービスが必要であり、埼玉県と民間との連携による「多言語での生活相談」体制を強化して頂きたい。</p>	<p>1. 県民生活部 国際課</p> <p>在留外国人の支援に係るNPO法人等民間団体への支援については、「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク（※）」を設け、国際交流や外国人支援を行う民間団体や市町村、国際交流協会を構成員として、それぞれの団体が抱える問題について協議し、相互の情報交換を行う機会を設けるなど、連携、協力を行っています。</p> <p>特に、ふじみの国際交流協会については、今年度、同協会が立ち上げた「通訳者派遣システム事業」の運営協力として、事業実施に当たって埼玉県の後援を承認し、さらに、先進的事業を実施しているNPOの視察に同行したほか、県が管理する「埼玉県多文化共生ボランティア登録システム」を活用してボランティアの派遣通訳者の募集を行い、派遣通訳者を確保するなどして協力しています。</p> <p>また、当該協会の長年の功績を顕彰するため、公益財団法人社会貢献支援財団の主催する「第50回社会貢献賞」に推薦し、今年7月に当該協会の表彰が決定した。</p> <p>なお、県の多文化共生施策の推進について協議する埼玉県多文化共生推進会議の委員に当該協会の理事長に就任いただき、多文化共生の取組を行うNPO団体として現場ならではの御意見をいただくなどしています。</p> <p>（※：ふじみの国際交流センターも構成員）</p> <p>2. 県民生活部 国際課</p> <p>県内の在留外国人への多言語による情報提供については、県のホームページで5言語（※1）及び「やさしい日本語」にて基本的情報を提供するほか、「外国人の生活ガイド」を7言語（※2）及び日本語で毎年度作成して県のホームページで公開し、入国してからの住居、医療、教育などの制度の説明のほか、日本で暮らす上で役に立つ日常生活の情報を提供しています。</p> <p>また、「外国人総合相談センター埼玉」を開</p>

設し、8言語（※3）及び「やさしい日本語」による多言語での生活相談を受け付けています。ここでは、日常生活の困りごとを解決できるよう情報提供を行うほか、必要に応じて対面での専門相談として、法律、出入国管理、労働及び平成31年度から新たに福祉問題に関して専門家による相談を実施しています。

（※1：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語の機械翻訳。

英語、中国語及び韓国・朝鮮語については専用ホームページあり。）

（※2：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語

平成31年度から新たにベトナム語を作成）

（※3：英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、タイ語）

2. 保健医療部 医療整備課

外国人の方が疾病等を患った場合に、言葉の壁などにより、医療機関を自力で探すことが困難となる場合があることは、容易に想像できるところです。

埼玉県では、県内約1万か所の病院、診療所、歯科診療所、助産所や薬局の情報が検索できる「埼玉県医療機能情報提供システム」を県民に提供しています。

この「埼玉県医療機能情報提供システム」では、診療科目、地域、治療内容、手術実績や専門医の配置などで医療機関を検索することが可能です。また、検索項目の一つとして、対応できる外国語の種類や会話のレベルで検索することもできるようになっています。

「埼玉県医療機能情報提供システム」自体は、日本語のみの対応ではありますが、県ホームページ上に、「埼玉県医療機能情報提供システム」の利用マニュアルを、5か国語（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語及びハングル語）で作成しており、外国人の方への利便性を図っています。

また、増加傾向にある外国人の感染症患者に対して、患者調査を円滑に行い、治療の必要性や医療保険制度を的確に説明するため、今年度、医療通訳ができるタブレット端末を県保健所に導入しました。

Ⅶ. 労働者福祉事業団体および県内協同組合に対する支援強化

要請内容	埼玉県回答
<p>埼玉県においては、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会には中央労働金庫埼玉県本部、全労済埼玉推進本部、一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター、埼玉県生活協同組合連合会、生活協同組合パルシステム埼玉、医療生協さいたま生活協同組合、埼玉県勤労者生活協同組合、日本労働者協同組合連合会センター事業団北関東事業本部が参加し、「非営利・協同セクター」として埼玉県民の生活支援を行っています。埼玉県におかれましては、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会をはじめ各構成団体への支援を引き続き要請致します。</p>	<p>産業労働部 雇用労働課</p> <p>一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会に対しては、労働者の生活の安定・安心を目指す実効性のある活動、事業について、支援を行っています。</p>